

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年10月18日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第27号

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電子入札 大阪広域水道企業団電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）のプログラムを使用して、<u>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）</u>の送受信により執行する入札をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(契約書)</p> <p>第25条 収支等執行者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書（<u>契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。</u>）を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(契約締結の手続)</p> <p>第26条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日（大阪広域水道企業団の休日に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第8号）第2条第1項に規定する企業団の休日を除く。）以内に、</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電子入札 大阪広域水道企業団電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）のプログラムを使用して、電磁的記録の送受信により執行する入札をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(契約書)</p> <p>第25条 収支等執行者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(契約締結の手続)</p> <p>第26条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して10日（大阪広域水道企業団の休日に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第8号）第2条第1項に規定する企業団の休日を除く。）以内に、</p>

契約書に記名押印の上提出し、又は電子署名（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第234条第5項に規定する措置をいう。）を実施しなければならない。ただし、収支等執行者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 （略）

（契約履行の確保）

第34条 収支等執行者は、自治法第234条の2第1項の規定により履行の確保又は給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、職員を指定して必要な監督又は検査をしなければならない。

2・3 （略）

契約書に記名押印の上、提出しなければならない。ただし、収支等執行者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 （略）

（契約履行の確保）

第34条 収支等執行者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により履行の確保又は給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため、職員を指定して必要な監督又は検査をしなければならない。

2・3 （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。